

いじめ防止基本方針

御所市立掖上小学校

2014年2月策定 2017年1月改訂

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

本校では、子どもをいじめの被害者にも加害者にもしない学校づくりをめざします。

1 いじめに対する基本認識

本校の全教職員は、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち、次の4原則に従って対応します。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校をつくります。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、できる限りの支援を行い、絶対に守り通します。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行います。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努めます。

2 いじめの未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進します。

(1) 学級において

- ① 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努めます。
- ② 人権学習・道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深めます。
- ③ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人ひとりを大切に授業づくり等、日々の授業改善・工夫を図ります。

- ④ 授業や生徒指導等を通じてストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを解消させることの重要性を学べるようにします。

(2) 学校総体として

- ① 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払います。
- ② 常に危機意識をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して改善充実を図ります。
- ③ 子ども理解、発達課題等の障がいなどに関する教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行います。
- ④ 地域や関係諸機関との情報交換を行い、日常的な連携を深めます。
- ⑤ 各学期に1回、年間3回、いじめに関するアンケート調査を実施します。また、いじめ問題が発覚したときは、必要に応じてアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行います。

3 早期発見・早期解決に向けて

(1) 早期発見のために

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力を挙げて連帯し、その実態把握に努めます。

- ① 子どものいじめを疑います。(いじめ対応チェックリスト等の積極的な活用)
- ② 子どもの声に耳を傾けます。(アンケート調査、日記、面談等)
- ③ 子どもの行動を注視します。(生徒指導上での事象、アンケート等)
- ④ 保護者と情報を共有します。(連絡ノート、家庭訪問、学級懇談会等)
- ⑤ 地域や中学校区での連携を図ります。(小中・小小連携、青少年指導員協議会等の情報共有)

(2) 早期解決のために

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解決をめざします。

- ① いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行います。
- ② 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応します。
- ③ 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たします。

- ④ いじめを起こした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせます。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求めます。
- ⑥ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連携と必要な支援を行います。
- ⑦ いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努めます。

4 いじめ防止対策組織の設置及びいじめに対する措置

(1) いじめ防止委員会

校長・教頭・教務・児童生徒支援教員・生徒指導部長による「いじめ防止委員会」を設置します。本委員会においては、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じて、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努めます。また、本委員会は、必要に応じて当該学級担任や養護教員等を招集します。

(2) いじめに対する措置

- ① いじめを発見・通報を受けた教職員は、直ちに本委員会に報告し情報の共有を図ります。
- ② 本委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。
- ③ いじめの問題等に関する指導記録（個人別生活カード）を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとります。
- ④ いじめ・集団づくり等をテーマとした校内研修を実施し、再発防止に取り組みます。

※ 重大事態への対応については、重大事態の認知後早急に教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として事実確認等徹底した調査に努め、調査結果を教育委員会に迅速に報告します。

5 いじめ防止対策における留意事項

- (1) 悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合は、その場で行為を止めます。
- (2) いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保します。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。

- (4) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。(傍観者への対応)
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。(観衆への対応)
- (6) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、問題を隠蔽せず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえ、改善に取り組みます。
- (7) ネット上のトラブル未然防止のため、保護者・高学年児童を対象にネットいじめプログラム等を開催し、メディアリテラシー及び情報モラルの向上を図っていきます。

6 関係機関との連携

生徒指導部長が中心となり、御所市教育委員会・学校評議員・スクールサポーター等との連絡、連携を密に行います。

(1) 関係機関連絡先

御所市教育委員会	6 2 - 3 0 0 1	6 2 - 1 6 8 3 (夜間)
御所市人権センター	6 5 - 2 2 1 0	
御所市青少年センター	6 7 - 1 8 9 6	
御所市子ども家庭相談センター	6 2 - 4 5 1 2	
高田警察署御所分庁舎	6 3 - 0 1 1 0	
奈良県教育委員会 生徒指導支援室	0 7 4 2 - 2 7 - 5 4 3 5	
高田こども家庭相談センター	2 2 - 6 0 7 9	
高田警察署	2 2 - 0 1 1 0	